

ピース★バンビーノ 規則

Peace ★ Bambino

(名称)

第1条 この会は「ピース★バンビーノ」と称する
Peace ★ Bambino

(事務所)

第2条 この会の事務所は、山口市におく

(目的)

第3条 山口で暮らすおとなと子ども、すべての人に、平和について考える機会を提供し、平和への意識を高めることで、お互いを尊重し、認め合える、暮らしやすい社会の形成に寄与すること。

(活動内容)

第4条 この会は第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ① 勉強会活動（平和について親子で学習する機会を提供します）
- ② 広報活動（勉強したことを周りの人々に伝えます）
- ③ イベント企画・開催（企画の段階から多様な人材を募集し、平和について考えるきっかけとなるようなイベントを行います）
- ④ その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(役員)

第5条— 1 この会の運営のため、次の役員をおく

1. 世話人3人以上、監査役1人以上をおく
2. 世話人のうち1人を代表、1人を副代表とする

— 2 代表、副代表は、世話人の互選において定める

(会議)

第6条 この会の会議は、世話人会とする

(事務局)

第7条 この会の事務を処理するため、副代表が事務局スタッフを兼ねる

(その他)

第8条 この規則の他、必要な事項は世話人会で協議のうえ決定する

附則

この規則は 2008年 8月 1日 から施行する